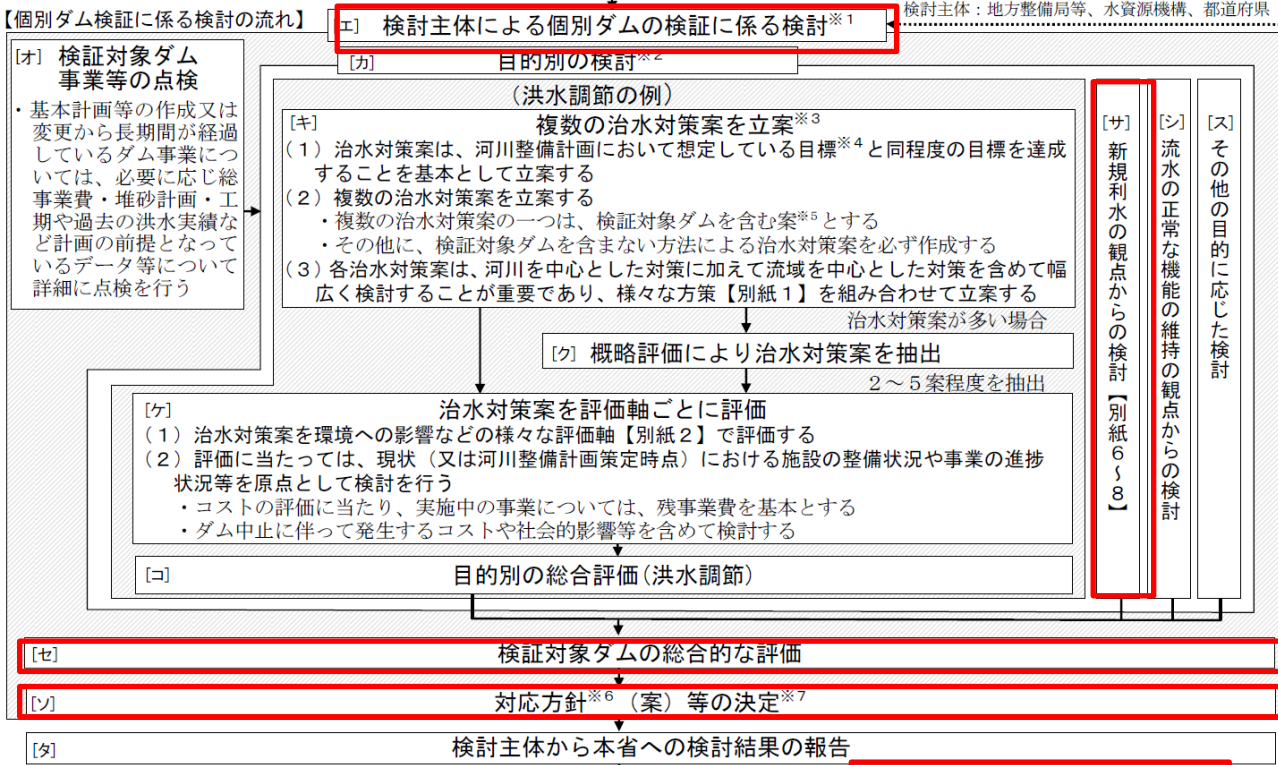
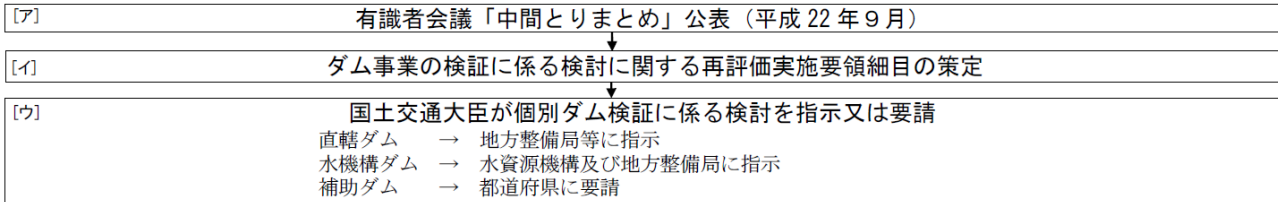


中間とりまとめ 個別ダムを検証の進め方等



[ナ] 【検証の進め方のポイント】

検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図ることが重要であり、検討主体は、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2（河川整備計画）等に基づいて③を行う進め方で検討を行う。

① 「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める※9

② 検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う

③ 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く

検討主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定する。

1 検討に当たっては、流域及び河川の概要（流域の地形・地質・土地利用等の状況、特徴的な治水の歴史、河川の現状と課題、現行の治水計画、利水計画）、検証対象ダム事業の概要（目的、経緯、進捗状況等）について整理しておくことが重要である。

2 目的別の検討に当たっては、必要に応じ、相互に情報の共有を図りつつ検討することが重要である。

3 河川整備計画は当該検証対象ダムを含めて様々な方策の組合せで構成されるものであり、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画において想定している目標と同程度の安全度を達成するために、当該ダムに代替する効果を有する方策の組み合わせの案を検討することを基本とする。

4 一級河川のうち国土交通大臣が管理する区間においては、戦後最大洪水又は超過確率年が「数十年」程度の洪水としている場合が多い。

5 河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。

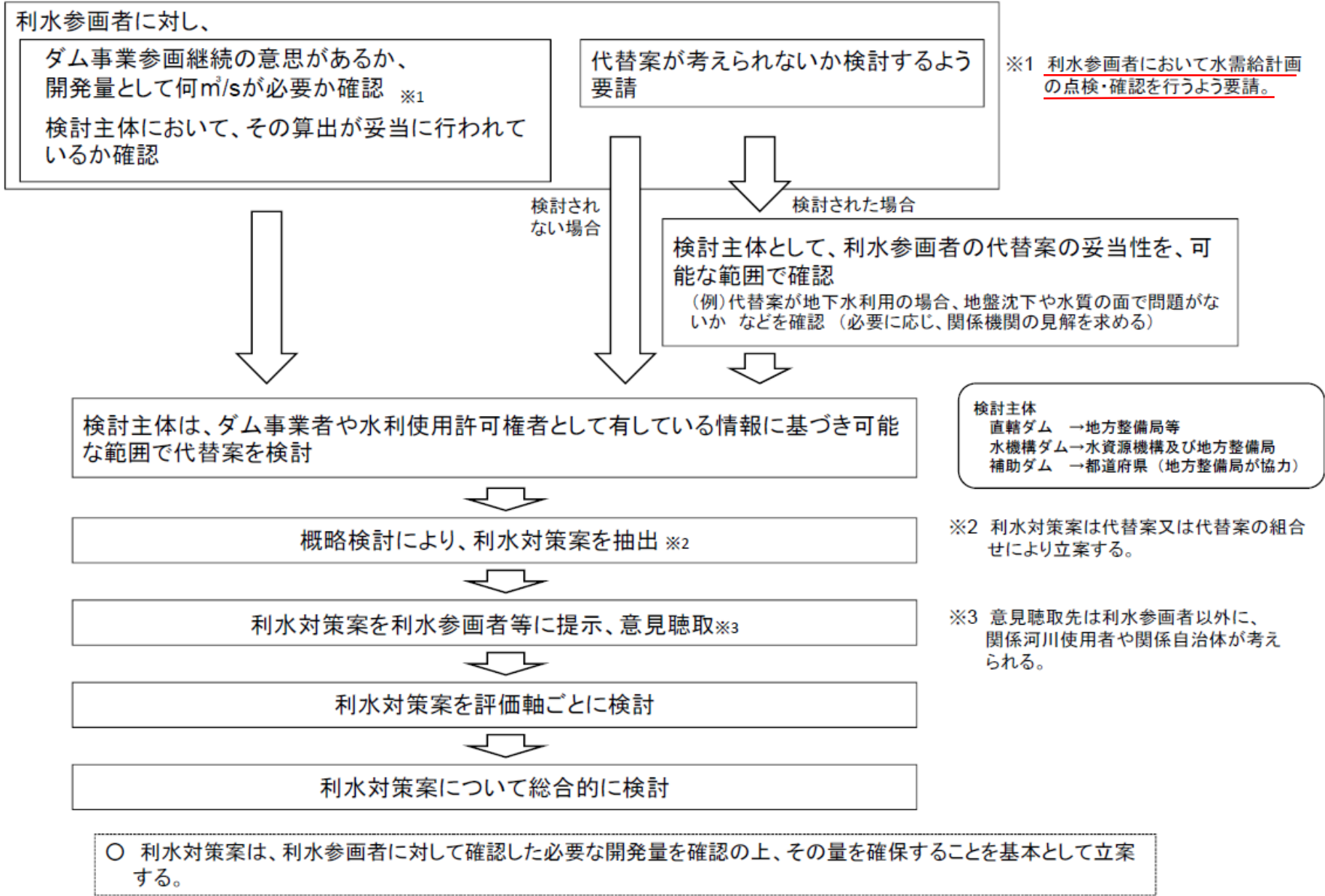
※6 事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）をいう。

※7 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針（案）の決定」、補助ダムの場合は「対応方針の決定」。

※8 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針の決定」、補助ダムの場合は「補助金交付等に係る対応方針の決定」。

※9 関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者を選定するなどの工夫をする。

中間とりまとめ 個別ダムの検証における新規利水の観点からの検討



検証の状況

2月13日現在、83ダム事業のうち、24ダム事業で検証が済み、このうち17ダム事業が継続、7ダム事業が中止となった

	直轄	機構	補助	合計
検証対象	25	5	53	83
継続	1	0	16	17
	ハッ場ダム(関東地方整備局)		厚幌ダム(北海道)、駒込ダム(青森県)、梁川ダム(岩手県)、最上小国川ダム(山形県)、河内川ダム、吉野瀬川ダム(福井県)、金出地ダム、西紀生活貯水池(兵庫県)、切目川ダム(和歌山県)、庄原生活貯水池(広島県)、栴川ダム(香川県)、和食ダム、春遠生活貯水池(高知県)、五ヶ山ダム、伊良原ダム(福岡県)、五来ダム(大分県)	
中止	2	0	5	7
	吾妻川上流総合開発(関東地方整備局)、七滝ダム(九州地方整備局)		奥戸生活貯水池、大和沢ダム(青森県)、大多喜ダム(千葉県)、武庫川ダム(兵庫県)、大谷川生活貯水池(岡山県)	

(平成24年2月13日時点)

斜字: 水道事業の参画なし、若しくは不明

※国土交通省HP資料等より厚生労働省水道課で作成

検証の状況（検討主体における議論の例）

○儀明川ダム(F, N, W, S。建設主体:新潟県。水道事業者:上越地域水道用水供給企業団)

水道事業については、最新のデータを基に将来の水需要予測を行った結果、新たな必要量はゼロとなり、ダム事業に参画しない(H22.11)。ただし、治水、消雪の必要性があることから、ダム事業の継続は妥当とされている(平成23年度第1回新潟県公共事業再評価委員会 H23.9) <<検証中>>

○大谷川ダム(F, N, W。建設主体:岡山県。水道事業者:新見市)

「ダム案(約30.8億円、うち水道約3.6億円)」と、「ダムを建設しない場合の対策案(約9.8億円、うち水道約9.5億円)」による総コストを比較すると、ダムを建設しない場合でも、治水及び利水の目的は達成され、大幅なコスト縮減が見込まれることから、「ダムを建設しない場合の対策案」が適当であり、大谷川ダム事業を継続することは適当でない。(大谷川ダム検討会議 H23.7) <<ダム事業中止(H24.2)>>

<上越タイムス (H22.11.2)>

儀明川ダム需要予測 水道取水は不要

国の治水方針で「検証 県から上越地域水道用水供給企業団を通じて水需給計画の点検を求められて

いた上越市はこのほど水需要予測などを勘案し、「儀明川ダムからの水道取水は希望しない」と判断した。ただ、治水と克雪の両面で必要性を強調し、今後、同企業団に回答する予定。

上越市は、このほど水需要予測などを勘案し、「儀明川ダムからの水道取水は希望しない」と判断した。ただ、治水と克雪の両面で必要性を強調し、今後、同企業団に回答する予定。

上越市は、このほど水需要予測などを勘案し、「儀明川ダムからの水道取水は希望しない」と判断した。ただ、治水と克雪の両面で必要性を強調し、今後、同企業団に回答する予定。

大谷川ダム建設中止へ コスト重視し結論

新見市「利水確保県支援を」

大谷川ダム(新見市西町)を再検証する県検討会議が6日、ダム建設中止の意思をまとめた。ポイントには、対策案の方がコストが少なくも約8分の1になることだった。

県は今後、河川改修による代替手段の実現に向けて、関係者と協議を進める考え。(3面関係)

大谷川ダム(新見市西町)を再検証する県検討会議が6日、ダム建設中止の意思をまとめた。ポイントには、対策案の方がコストが少なくも約8分の1になることだった。

県は今後、河川改修による代替手段の実現に向けて、関係者と協議を進める考え。(3面関係)

<山陽新聞 (H23.7.7)>

大谷川ダム建設中止へ コスト重視し結論

新見市「利水確保県支援を」

大谷川ダム(新見市西町)を再検証する県検討会議が6日、ダム建設中止の意思をまとめた。ポイントには、対策案の方がコストが少なくも約8分の1になることだった。

県は今後、河川改修による代替手段の実現に向けて、関係者と協議を進める考え。(3面関係)

儀明川ダム需要予測 水道取水は不要

国の治水方針で「検証 県から上越地域水道用水供給企業団を通じて水需給計画の点検を求められて

いた上越市はこのほど水需要予測などを勘案し、「儀明川ダムからの水道取水は希望しない」と判断した。ただ、治水と克雪の両面で必要性を強調し、今後、同企業団に回答する予定。

上越市は、このほど水需要予測などを勘案し、「儀明川ダムからの水道取水は希望しない」と判断した。ただ、治水と克雪の両面で必要性を強調し、今後、同企業団に回答する予定。

上越市は、このほど水需要予測などを勘案し、「儀明川ダムからの水道取水は希望しない」と判断した。ただ、治水と克雪の両面で必要性を強調し、今後、同企業団に回答する予定。

検証の状況（有識者会議における議論の例）

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議（第13回(3月2日)）においては、水道事業に関して、水の需要量が増え続けることや水の権利調整などについての議論がされている

「五ヶ山ダム事業検証に関する検討 報告書」より

表 2.21 新規需要内訳

企業者名	給水区域	現在における需要量				将来需要(平成32年)			
		行政区域内人口	必要給水量	給水人口	給水量一日一人当り	平成32年地区推定人口	計画給水量	給水人口	給水量一日一人当り
広域水道(6市7町1企業団1事業組合)	福岡都市圏	人	m ³ /日	人	ℓ/日	人	m ³ /日	人	ℓ/日
		2,377,322	695,070	2,284,045	304	2,521,551	876,695	2,478,581	354

計画値：「福岡地域広域的水道整備計画書 平成18年10月 福岡県」より
実績値：「福岡県の水道」より

※上記数値は、福岡地区水道企業団体の構成団体である福岡市、春日那珂川水道企業団(春日市、那珂川町)、大野城市、筑紫野市、太宰府市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、久山町、篠栗町、新宮町、古賀市、糸島市(旧前原市、旧志摩町、旧二丈町)、宗像地区事業組合(宗像市、福津市)の6市7町1企業団1事業組合(9市8町)の合計値である。

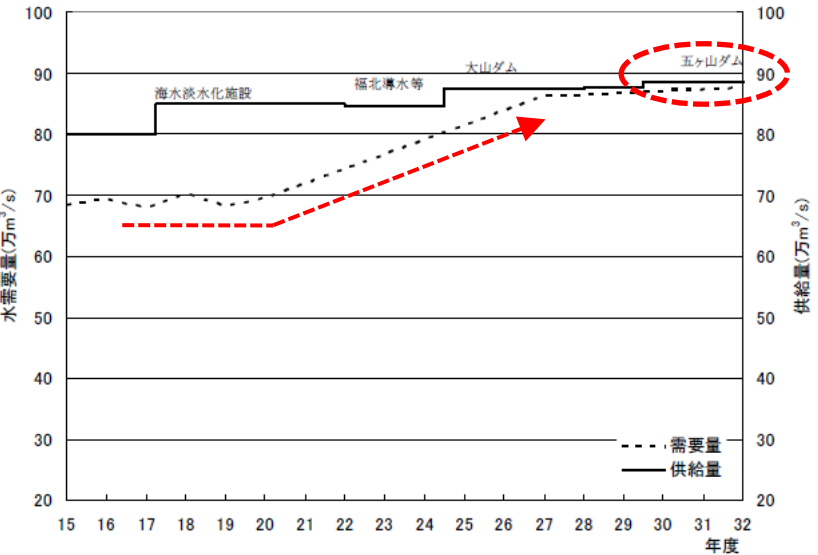


図 2.27 福岡都市圏の水需要と供給計画

有識者会議における議論

平成23年3月2日(水) 朝日新聞(朝刊)

福岡の2ダム
「継続」に疑義
国交省有識者会議
政権交代後のダムの見直しで、福岡県が全国で最も早く「事業継続」との結論を出した二つの補助ダムを巡り、国土交通省の有識者会議は1

日、県の検証が妥当だったか否かを審議した。「基本的には了とする」としたが、将来の水需要の予測に疑問があるという声も相次いだ。
福岡県が事業主体の五ヶ山ダム(那珂川町)と伊良原ダム(みやこ町)。県が、五ヶ山ダムについて水の需要量が増え続ける前提で検証した点について、複数の委員が「おかしい」と指摘した。伊良原ダムを巡っても、水の権利調整で水の供給が可能ではと疑問が出た。

検証の状況（予断を持たない検討の実施のお願い）

水道事業者においても、直近の実績値や水使用実態等を勘案し、ダム開発量や代替案立案の可能性などについて、予断を持たず検討するなど、検討主体に対して必要な協力を引き続き実施するようお願い申し上げます。

事務連絡
平成22年9月30日

別添

各都道府県水道行政担当部（局）
各厚生労働大臣認可水道事業者
各厚生労働大臣認可水道用水供給事業者

御中

厚生労働省健康局水道課

今後の治水対策のあり方について中間とりまとめの公表について

日頃から水道行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

国土交通省においては「できるだけダムによらない治水」への政策転換を進めるため、平成21年12月3日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、検討が進められ、平成22年9月27日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（以下、中間とりまとめ）が策定されました。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/220927arikata.pdf

中間とりまとめには、今後の治水対策の方向性や、個別ダムの検証にあたっての手順、評価軸などが示されています。また、検証は治水だけでなく、新規利水の観点からの検討も行うことになっており、利水代替案や評価軸などが示されています。

今後の水道行政の推進や水道に関する計画の検討、策定等にあたって参考となると考えますので、お知らせいたします。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の水道事業者等に対して周知をお願いします。また、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業に参画する水道事業者に対しては別添についてもあわせて周知をお願いします。

本件問い合わせ先
厚生労働省健康局水道課
中須賀、山田
電話03(5253)1111 内線4010、4014

個別ダムの検証にあたってのお願い

中間とりまとめが策定されたことを踏まえ、国土交通大臣から、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業（以下、検証ダム）について、直轄ダムについては地方整備局等に、水機構ダムについては独立行政法人水資源機構及び地方整備局にそれぞれ検証に係る検討の指示、補助ダムについては都道府県に検証に係る検討の要請が平成22年9月28日になされました。

中間とりまとめによると、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となっており、検証に係る検討が行われます。利水に関しては、検討主体から利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m^3/s が必要か、また必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請がなされるとともに、代替案が考えられないか検討するよう要請がなされます。利水参画者において代替案を検討した場合は、検討主体において、利水参画者の代替案の妥当性を可能な範囲で確認がなされます。これらの内容を踏まえ、検討主体においては、ダム事業者や水利権許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案の検討がなされます。その後、検討主体においては、治水等もあわせた総合的な評価を行い、対応方針（案）等を決定し、国土交通大臣に報告がなされます。検討結果の報告を受けた後、国土交通大臣においては、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議の意見を聴き、対応方針の決定がなされますが、中間とりまとめから乖離した検討が行われたと判断される場合、再検討の指示又は要請がなされます。

つきましては、検証ダムに参画している水道事業者におかれましては、検討主体から各種の要請がなされた場合においては予断を持たずに検討するなど、必要な協力を実施するようお願い申し上げます。また、検討にあたっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業（中止や撤退の場合も含む）や代替案の実施に要する水道事業者としてのコストなどについても、検討主体などと積極的に連携・調整するようお願い申し上げます。